○国土交通省告示第八百七号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第四十一条第二項の規定に基づき、平成二十八年熊本地震による災害に係る同条第一項の市町村の区域を次のように告示する。

なお、平成二十八年国土交通省告示第七百三十八号は、廃止する。

平成二十八年六月八日

国土交通大臣　石井　啓一

熊本県熊本市、宇土市、宇城市、菊池郡大津町、阿蘇郡西原村及び南阿蘇村並びに上益城郡御船町、嘉島町、益城町及び甲佐町

人事異動

内閣

（外務省大臣官房（伊勢志摩サミット・広島外相会合準備事務局次長））外務事務官　溝渕　将史

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（財務省主計局主計官（厚生労働第五係、厚生労働第六係、厚生労働第七係担当））財務事務官　小宮　敦史

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を免ずる（以上六月一日）

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）（併）国家安全保障局）内閣事務官　**槌道　明宏**

国家安全保障局の併任を解除する

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　片岡　進

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房日本経済再生総合事務局参事官を免ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　片岡　進

内閣官房一億総活躍推進室参事官を免ずる（以上六月二日）

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　佐藤　弘之

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官を命ずる（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　佐藤　弘之

（同）同　中平　善伸

内閣官房総合海洋政策本部事務局有人国境離島法施行準備室参事官を命ずる（各通）（以上六月三日）

法務省

（やまだ出張所長（山田地方検察庁検事））検事　歸山　俊祐

静岡地方検察庁検事に配置換する

静岡地方検察庁浜松支部勤務を命ずる（六月五日）

財務省

（大臣官房企画官）財務事務官　西野　健

外務省に出向させる

（大臣官房参事官兼大臣官房審議官）同　藤城　眞

関税局長兼税関研修所長佐川宣寿外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる（以上六月六日）

官庁報告

官庁事項

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第2項第2号及び土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第12条第1項の規定に基づき、平成28年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定を次のとおり行う。

1　申請資格　土地家屋調査士法第3条第2項第1号に規定する研修の課程を修了した者

2　申請期間　平成28年7月8日（金曜日）から平成28年7月21日（木曜日）まで

3　認定申請書の提出等　認定を受けようとする者は、日本土地家屋調査士会連合会から交付を受けた認定申請書を2の申請期間内に自己が入会している土地家屋調査士会（土地家屋調査士会に入会していない者にあっては、その者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立された土地家屋調査士会）に提出し、当該土地家屋調査士会においては、各認定申請書を取りまとめた上、平成28年7月27日（水曜日）までに当該土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に提出すること。

なお、認定申請書を提出するに当たっては、認定申請書に土地家屋調査士特別研修の考査成績証明書を添付すること。

4　認定手数料　4,300円の額に相当する収入印紙を認定申請書に貼って納付すること。

5　認定者の発表　法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、平成28年10月3日（月曜日）の午後4時に認定申請書を提出した土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局（以下「申請法務局」という。）において認定者の申請番号及び氏名を掲示して行うほか、同日時に認定者の申請法務局及び申請番号を法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）に掲載する。また、上記発表後、認定者の申請法務局、申請番号及び氏名を官報に公告する。

なお、認定者本人には、認定証書を交付する。

おって、認定者が認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の額に相当する収入印紙の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付すること。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十八年五月二十五日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二十条の規定に基づき公告する。

平成二十八年六月八日

国土交通大臣　石井　啓一

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
御殿場市	御殿場市中畑の一部　確定測量図および調査簿	静岡県御殿場市大字中畑の一部
名古屋市	地籍図根多角点網図、図根多角点成果簿	愛知県名古屋市南区の一部
名古屋市	地籍図根多角点網図、図根多角点成果簿	愛知県名古屋市南区の一部
名古屋市	地籍図根多角点網図、図根多角点成果簿	愛知県名古屋市南区の一部
名古屋市	地籍図根多角点網図、図根多角点成果簿	愛知県名古屋市南区の一部
名古屋市	地籍図根多角点網図、図根多角点成果簿	愛知県名古屋市中川区の一部
川西市	丸山台3丁目地内用地測量　用地実測図原図及び調査簿	兵庫県川西市丸山台3丁目の一部

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定により、下記のとおり公示する。

平成28年6月8日

中部運輸局長　鈴木　昭久

記

（単位地域の名称）

岐阜県

（登録実施機関の名称）

岐阜県タクシー協会

（登録実施機関の住所）

岐阜県岐阜市日置江2648－2

（変更前の登録実施機関の代表者名）

山田　久典

（変更後の登録実施機関の代表者名）

野戸　修

（登録事務等を行う事務所の名称）

岐阜県運転者登録センター

（登録事務等を行う事務所の所在地）

岐阜県岐阜市日置江2648－2

（登録番号）

岐阜－1号

（変更年月日）

平成28年5月17日